

令和6年9月25日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	伊藤千春	2番	柴田英里
3番	鈴木りつか	4番	平居ゆかり
5番	横井克典	6番	板倉克典
7番	那須英二	8番	加藤明由
9番	小久保照枝	10番	堀岡敏喜
11番	佐藤仁志	12番	江崎貴大
13番	加藤克之	14番	高橋八重典
15番	早川公二	16番	平野広行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

2番	柴田英里	3番	鈴木りつか
----	------	----	-------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
教育長	高山典彦	総務部長	伊藤淳人
市民生活部長	柴田寿文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安井幹雄
建設部長	立石隆信	教育部長	渡邊一弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐藤雅人	会計管理者兼 会計課長	大木弘己
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図書館長	伊藤隆彦	監査委員 局長	水谷繁樹
総務課長	横江兼光	財政課長	村田健太郎
人事秘書課長	山森隆彦	企画政策課長	佐藤文彦
防災課長	太田高士	税務課長	岩田繁樹
収納課長	細野英樹	市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	下里真理子
環境課長	梅田英明	市民協働課長	藤井清和
観光課長	浅野克教	健康推進課長	山守美代子
福祉課長	後藤浩幸	介護高齢課長	富居利彦

児童課長	飯田宏基	総合福祉センター所長兼 十四山総合福祉センター所長兼 いこいの里所長	中山義之
産業振興課長	上田忠次	土木課長	神野忠昭
都市整備課長	三輪秀樹	下水道課長	早川昇作
学校教育課長	田畑由美子	生涯学習課長兼 十四山スポーツセンター館長	飯塚義子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	議事課長	田口邦郎
書記	鈴木悦子		

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第3 議案第32号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第33号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第5 議案第34号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第6 議案第35号 令和5年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第7 議案第36号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第37号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第38号 令和6年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第39号 令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第40号 物品の買入れの追認について
- 日程第12 議案第41号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 認定第1号 令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第2号 令和5年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第3号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第4号 令和5年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第5号 令和5年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第6号 令和5年度弥富市下水道事業会計決算認定について

（追加日程）

- 日程第19 発議第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第20 発議第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
- 日程第21 発議第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
- 日程第22 発議第7号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書の提出について
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 00 分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 88 条の規定により、柴田英里議員と鈴木りつか議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 報告第 2 号 専決処分の報告について

○議長（堀岡敏喜君） 報告第 2 号を議題といたします。

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づく専決処分の報告については、各位のお手元に配付をしてありますので、文書をもって報告に代えさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議案第 32 号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第 33 号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第 5 議案第 34 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 6 議案第 35 号 令和 5 年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 7 議案第 36 号 令和 6 年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 8 議案第 37 号 令和 6 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 38 号 令和 6 年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 議案第 39 号 令和 6 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 議案第 40 号 物品の買入れの追認について

日程第 12 議案第 41 号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第 13 認定第 1 号 令和 5 年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 認定第 2 号 令和 5 年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 15 認定第 3 号 令和 5 年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 16 認定第 4 号 令和 5 年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 17 認定第 5 号 令和 5 年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第6号 令和5年度弥富市下水道事業会計決算認定について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第3、議案第32号から日程第18、認定第6号まで、以上16件を一括議題といたします。

本案16件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、早川公二総務建設委員長。

○総務建設委員長（早川公二君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

総務建設委員会に付託されました案件は、議案第35号令和5年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてです。

本委員会は、去る9月17日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第35号令和5年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを審査いたしました。

委員から質疑等はありませんでした。

以上のような付託された議案に対する討論はなく、採決の結果、議案第35号は全員賛成で原案を了承したことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

次に、加藤克之厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（加藤克之君） それでは、厚生文教委員会委員長報告をさせていただきます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第32号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてはじめ5件です。

本委員会は、去る9月18日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第32号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてから議案第34号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまで、議案第40号物品の買入れの追認について及び議案第41号弥富市国民健康保険条例の一部改正について、以上5件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、議案第34号について、現行の保険証を廃止することのだが、病院等で読み込みエラーなどが起きた場合、何で確認するのかとの質問に、市側より、後期高齢者

医療制度では健康保険の資格確認方法は3つあり、1つ目、マイナ保険証によるオンライン資格確認、2つ目、機器等の整備がされていない医療機関では、マイナ保険証と資格情報のお知らせによる確認、3つ目、資格確認書による確認のいずれかによるとの答弁がありました。

また、委員から通告にて、機械の故障等で確認できない場合どうするのかとの質問に、市側より、マイナ保険証によるオンライン資格確認が可能な医療機関において、医療機関側の都合によりオンライン資格確認ができない場合は、マイナポータル画面の提示や健康保険証を所持している場合はこれを提示することで資格確認を行うことができるとされている。さらに、この方法により確認もできない場合は、被保険者資格申立書の提出が必要となるとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第34号については、現状、マイナ保険証を持っていても保険証を使っており、それが1年後には使えなくなるという中で大混乱が起こる可能性があるため、現行の保険証を残すべきだとの反対討論がありました。

また、議案第40号については、現実に契約をしてしまっているものも入っている。お金も支払っている中で民間企業に影響を与えるわけにはいかないとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第32号及び議案第33号、以上2件は全員賛成で原案を了承、議案第34号は賛成多数で原案を了承、議案第40号及び議案第41号、以上2件は全員賛成で原案を了承したことを報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、早川公二予算決算委員長。

○予算決算委員長（早川公二君） 予算決算委員会に付託されました案件は、議案第36号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）をはじめ10件です。

本委員会は、去る9月19日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部所管の補正予算について、議案第36号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）を審査いたしました。

最初に、市側から説明があり、委員から、最近の傾向を見ていると、臨時財政対策債は減らしてきているという国の方針で、その分、地方交付税のほうが上がってきているが、財政課としては国の方針をどう考えているのか、どういうふうに捉えているのかとの質問に、市

側より、国のほうで臨時財政対策債を減らしてきているのは本市だけに限らず全国的な措置でございます。地方公共団体の税収が軒並み回復しているという状況を踏まえて、国のほうでもそのような形の政策を打っているのではないかと考えております。財政課としてはありがたいと捉えておりますとの答弁がありました。

続いて、総務部所管の決算認定について、認定第1号令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号令和5年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、以上2件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、防災施設管理事業について、防災施設工事請負費のうち、1次開設避難所等7か所に地震解錠ボックスを設置したとあるが、市が指定している各地区の緊急時避難場所の設置状況はとの質問に、市側より、現在の地震解錠ボックスの設置状況としては、白鳥学区が4施設、弥生学区が3施設、桜・日の出学区が3施設、大藤学区が3施設、栄南学区が2施設、十四山地区が4施設で、合計19施設ですとの答弁がありました。

次に、建設部所管の補正予算について、議案第36号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）を審査いたしました。

市側からの説明の後、委員から質疑等はありませんでした。

続いて、建設部所管の決算認定について、認定第1号令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第6号令和5年度弥富市下水道事業会計決算認定について、以上2件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、市街地整備事業について弥富駅周辺地区計画の進捗はとの質問に、市側より、令和元年度から地権者等を対象にまちづくりに関する説明会等を実施しており、令和5年度には地権者の方を対象とした土地区画整理事業に関する勉強会の開催、将来の土地利用についての個別ヒアリングを実施したとの答弁がありました。

次に、市民生活部所管の決算認定について、認定第1号令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査いたしました。

委員から通告にて、結婚新生活支援補助金について、所得制限を400万円未満から500万円未満にしたにもかかわらず交付件数が減少しているが、その要因は。予算を効果的に使うため、1世帯当たり20万円を30万円に上げる考えはとの質問に、市側より令和5年度から国が基準を見直し、世帯所得を500万円に増やしたが、積算方法において離職者や育休中の場合は所得なしとしていたものを、直近の課税証明で確認することとしたため、所得要件を満たさなくなったことが減少した要因ではないかと考えます。また、補助金額の増額について、令和7年度に向けての要綱の見直しを検討しますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部所管の補正予算について、議案第36号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）から議案第39号令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、

以上4件を一括審査いたしました。

最初に、市側より説明があり、委員から通告にて、派遣保育士の委託料が3,870万円もあるが、1時間当たりの金額と何人を1日当たり何時間の委託なのかとの質問に、市側より、派遣職員の委託料には通勤費などの諸経費も含まれており、派遣業者によって単価は異なるが、1時間当たりの単価は資格ありで約1,900円から2,400円。資格のない保育補助員が約1,900円から2,000円ほどです。派遣職員数は年度当初の14人から現在33人に増加しているが、施設によって必要とする職員の条件が異なっており、おおむね週3日から5日間の勤務日数で1日4時間から7時間30分の勤務時間となりますとの答弁がありました。

続いて、健康福祉部所管の決算認定について、認定第1号令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第3号令和5年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号令和5年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上4件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、心身障害者福祉タクシー助成事業及び高齢者福祉タクシー料金助成事業について、両事業でタクシー助成を行っているが、リフト付等タクシーを利用する要件が制限され過ぎているので、今後もう少し緩和し、共通チケットにすることで利用目的を満たすのではとの質問に、市側より、両事業は日常生活での移動を容易に行うためのタクシー利用に対して助成することを目的としているため、施設入所の方は助成の対象外となります。両事業における要件の緩和や共通チケット化等については、今後、他市の事例を参考に、市民にとってより利用しやすい制度となるよう研究しますとの答弁がありました。

次に、教育部所管の補正予算について、議案第36号令和6年度弥富市一般会計補正予算(第6号)を審査いたしました。

市側からの説明の後、委員から質疑等はありませんでした。

続いて、教育部所管の決算認定について、認定第1号令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査いたしました。

委員から通告にて、小学校再編整備事業について、耐力度調査とボーリング調査を行った事業結果の報告はとの質問に、市側より、地質調査によると、41.4メートル付近までは粘り気が多く柔らかいシルト層で、それ以深は液状化の影響を受けにくく良好な地盤とされる洪積層が堆積しており、耐力度については問題がないという結果でしたとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を終えて討論に入り、認定第1号については、JR名鉄弥富駅自由通路事業の関係で約1億円程度の支出が含まれているや、下水道事業に多額の繰入れをしている認定第3号については、国保の加入者が減っている中で、個々にかかる負担はどんどん大きくなっているや、出納閉鎖後に赤字が見つかり専決処分を行ったが、これは当初から出納整理期限までに手続をするべき。認定第4号及び認定第5号については、

保険料が高くなっていく中で、特に国の費用負担の割合を増やしていかないとたない、制度自体を見直すべき。認定第6号については、これ以上事業を広げるべきではない、今後を見据えて大胆に切り替えて合併浄化槽で対応していくなどを見直していただきたいとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第36号から議案第39号までの4件については、全員賛成で原案を了承、認定第1号は賛成多数で原案を了承、認定第2号は全員賛成で原案を了承、認定第3号から認定第6号までの4件については賛成多数で原案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

まず、議案第40号物品の買入れの追認について、賛成の立場で討論します。

地方自治法及び同法施行令、それから弥富市財産条例の規定に基づく重要な契約に関する議会の議決については、長の有する契約締結権を行使する前提条件であるとされています。この趣旨というのは、議会のチェック機能を担保しているということです。

今回提出された議会に対して追認を求める契約締結については、議会の重要な権限である議決権をないがしろにしたものであり、違法な契約であると言わざるを得ません。

弥富市の不祥事が続いています。事務管理能力の不足、組織の管理能力の欠如による失敗が続いています。今回は、弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例違反。それから、もう一つ前が、地方自治法に違反する特別会計の赤字補填のための繰上充用。遑って言えば、生涯学習課の金庫から17万円が消えた事件など。あと広報ですね、もろもろあります。全てに共通するのは、弥富市の組織としての事務管理能力の欠如であります。強調したいのは、個人的な懲戒処分を行わないでいただきたい、あるいはやってはならないと思います。その理由は、懲戒というのは、ほかのみんなはできているのにできていない場合しか個人を罰してはならない。これは常識だと思います。

今回に関していうならば、組織的にきちんとマニュアル化をするなり、組織的にチェック体制が担保された状態の中で、意図的にもしくは重大な過失が個人的にあれば、そのことについては懲戒処分もやむを得ないとは思いますが、じゃあほかの職員がたまたまそこに異動

で来たど、私は絶対に間違えない、そんな体制になっているのでしょうか。

こんな状態で懲戒処分を繰り返すようでは、市長の答弁にある一丸となって組織を立て直すということに逆行すると思います。むしろ管理監督者として組織を一丸とするのであれば、これは組織の失敗だと、管理監督責任に問題があるんだということを認め、その組織の経営者としての監督責任を潔く認めることが、その部下が、自分たちが担いでいる市長、副市長がそんな恥ずかしい思いをしないように、あるいは辞めなくてもいいように、民間企業だったら辞職ということもあり得ますのでね。みんなで本当に一丸となるのであって、トカゲの尻尾切りと思われるような懲戒処分はしては、私はならないと思います。

残念ながら、今日現在、この不祥事が続く中で、私の聞いている限りでは、市長が率先して自分の責任を内外に示しているとは思えません。やっぱり研修とか自覚を促すというような趣旨の発言を繰り返していますので、こういうことをやってはならない。

以上まとめますと、コンプライアンス、法令遵守が強く求められている中で、起こるはずのない事案が判明したことに関して、市の理事者に対して猛省を促すものであります。議会としては、法令上瑕疵ある契約となっている事態、これを放置することはできません。相手がありますからね、もう既にもものは入っていますから。それをひっくり返すことはできませんので、苦渋の判断としてこれを認めざるを得ない。しかし、二度とこのようなことが起こらないために、しっかりと組織的に体制を立て直していただくということを強く求めて、苦渋の賛成としての賛成討論とします。

次に、認定第1号令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論します。

一応、この間、コロナ禍での国の財政支援や新市庁舎、火葬場の建設事業が一服して、駅事業がちょっと遅れてしまっているのど、その辺の支出がまだ来ていません。そういう大型事業の端境期になっています。ところが、この基準財政収入額を基準財政需要額で割った、いわゆる財政力指数についていうと、令和3年から5年度にかけて、数字をいうと、0.96、0.94、0.92と急激に下がっています。かつては本当に1を超すんじゃないかと言っていたんですけどね。次に、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指数である経常収支比率、令和3年が86.2%、4年度は89.3%、そしてこの5年度で90%を超して91.9%、これも急激に悪化しています。公債費負担比率も令和3年度8.2%、令和4年度8.9%、令和5年度9.2%と、これも急激に悪化しています。この間、高齢化等により義務的な経費が増えることは自明の理です。結局、財政に関する改善が無為無策であった証拠です。

財政調整基金については20億円に戻しましたが、その他の目的別の基金を合わせてやはり35億円、これがまだ達成されていません。それから、下水道への繰り出しも止まっています。そして、将来に負担を残すJR名鉄弥富駅自由通路に関する予算が執行されています。

特に、自由通路橋上駅でJRに対して5,000万円を支払っていますが、この内容についても詳しい報告がありません。

以上の理由で、決算認定に反対する反対討論とします。

続きまして、認定第3号令和5年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論します。

この特別会計は一般会計と違って、実際に加入者である市民の皆さんがどれだけ病院へ行って、どれだけ費用が発生したかということで大きく左右されますので、最後の最後まで見極められないという特殊性があるという中での1,200万円の赤字だったんですが、ただ、結果的に言えば、会計処理においてミスが発生しました。

これについても同じくコンプライアンス、法令遵守が強く求めている中、起こるはずのない事案が判明したことについて、理事者に対して猛省を促すものです。

反対せざるを得ない理由を一言で言えば、組織的なけじめがついていないからです。ついていると思いますか。組織的なけじめですよ、個人的なことはどうか知りませんが。一部新聞報道を読んだ市民からいろいろ聞かれていますけれども、いまだに不信感は払拭されていません。

どんな方法でもいいので、例えば記者会見がいいのか、公式ユーチューブとか広報「やとみ」、とにかくやはりこのてんまつと今後の対応策、そうなれば管理者としての責任も含めて、やはり市民の信頼を回復しなければならないのに、今日現在まだされていません。

さらに言うならば、何度も何度も不祥事が繰り返されてくる中で、今振り返れば、過去についてもけじめがついていないと言わざるを得ません。今回、けじめがつけられなければ、また同じことを繰り返すと言わざるを得ません。このミスの連鎖を組織的に断ち切って、組織的に二度とこのようなことを起こさないために、市長と副市長にはきちっと組織のトップとしてのけじめを市民に対して見せてほしいと。反対したくて反対したわけじゃないんです。そういう応援の気持ちを込めて、暗たんたる気持ちを込めて、弥富市役所がよくなるということ期待して、反対討論とします。

最後に、認定第6号令和5年度弥富市下水道事業特別会計決算認定について、反対の立場で討論します。

あくまで特別会計、受益者負担が原則です。相変わらず毎年の下水道処理の赤字で、数字を上げれば、営業費用7億8,082万1,670円に対して営業収入、これが何と2億7,350万1,353円ということは、率にして35%しか収入で賄っていない。営業損失は、ですから5億732万324円という結果です。このために一般会計から3億9,800万円の補助を入れて運営しています。ところが、新規の建設のために11億3,215万6,440円、これは前年より増えています。このために、新たに6億8,130万円も企業債を発行しています。

予算案のときにもスピードを落としてくださいとお願いしたのですが、改善が見られませんが、下水道会計決算認定に反対します。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は、認定第3号令和5年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

令和5年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の差引き額はマイナス1,256万2,493円と赤字となりました。令和6年5月31日の出納閉鎖期日までに、地方自治法施行令第166条の2に規定されている繰上充用を適用して、令和6年度の歳入を繰り上げて、不足している令和5年度の歳入に充てさえすれば、今回のような赤字決算を防ぐことができました。

以上のことから、今後は市が一丸となってチェック体制を再構築され、再発防止に努めていただくことをお願いして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

議案第34号と認定第1号から6号まで、2号を除いて一括して反対の立場で討論させていただきます。

まず、議案第34号については、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてですが、中身としては、この後期高齢者の医療保険において保険証をなくすというものでございます。

委員会において質問させていただきましたが、現状、保険証があるからこそ、エラーなどの対応を大きな問題にならずに何とか対処できている状態です。現状でもマイナ保険証を持っていても使っている人は2割程度にとどまっており、8割方は現行の保険証を使われています。その上で、マイナ保険証と連携していても保険証が送られなくなる。そういう人はスマートフォンなどでマイナポータルを開いて確認できると言っておりますが、それができないから、現状は保険証等で対応しているんでしょう。それにもかかわらず、保険証を廃止するということは大混乱が起こる危惧があります。よって、国にも現在の保険証を残すよう弥富市としても提唱していくべきだと思います。到底この議案には賛同できるものではございません。

また、認定第1号の一般会計決算認定では、スクールカウンセラー等の全中学校への常勤的配置など、全国でも先進的で評価できる部分もあります。しかしながら、JR名鉄弥富駅自由通路事業など不要不急のものも含まれています。自由通路事業は、市民がこんなにもお金をかけるなら必要ないという声が多数上がっており、その中でも市は立ち止まらずに住民投票すら行わず、市民の声を聞かずに強行してまいりました。一方では、市民がより多く望む踏み切りの拡幅、歩道の設置、周辺道路の拡幅、歩道設置などは置いておかれ、その整備

を行うのはいつになるのか分からないといったものです。自由通路整備事業よりも、それらを早く行えば、それこそ自由通路は必要のないものとなります。

もとより、自由通路事業の元となった総合計画時のアンケートの周辺整備とは、踏み切りの拡幅、周辺道路の整備であったかと思います。それを内部変換によって自由通路事業として進めてきてしまった。ここに大きな問題点があり、反省すべき点がございませぬ。それを立ち止まらず、進めているものに賛同するわけにはいきませぬ。

また、マイナンバーカードによる住民票などのコンビニ交付できるようにするシステムの導入に伴い、図書館での発行業務がなくなり、市民には不便をかけています。

福祉分野では、敬老会の長島温泉の招待などがなくなりました。配食サービスでは自己負担を引き下げるべきと提案しておりましたが、1食当たり400円と負担の重いままとなっています。学校教育分野では、給食費が1食当たり20円の値上げということで、年間約5,000円ほどの保護者負担増となりました。

全国的には給食費無償化が急速に進んでおり、近隣でも飛島村に続いて津島市が無償化され、愛西市でも半額負担になっており、市長は子育てするなら弥富市へを取り戻したいと言いますが、逆に弥富市は取り残された状態となっています。ただし、弥富市では全国的にはセンター方式に給食がなっていく中で、珍しくなってきた自校方式を採用しており、学校内で調理することによってアレルギー対応もしやすく、温かくておいしい給食になっており、給食の残食率は圧倒的に少なく、全国的な平均と比べても10倍ほどの差がある点はすばらしいことだと思ひます。

道路整備の分野では、多くの市民が歩道の拡幅などを求めているも、なかなか改善されなところも多く、アンケートでも不満の声が多く現れています。積極的に安全対策として改善、整備していただきたいというふうに思ひます。

また、街路樹の場所に雑草が繁茂し、車の背丈ほどあるような場所も見受けられ、委員会においても、できる限りこの除草の数を減らしたいという答弁がされております。ただ、そういう中で、現状、危険な箇所もその時期その時期には見受けられます。費用をけちって重大な事故につながることはないよう、必要な部分には必要な予算を充てていくことは必要です。

デマンド交通の実証実験も行われましたが、やはり週2日の実験であったということで、実生活に即した実験であったかは疑問が残ります。

以上のようなことにより、この決算認定には賛同できません。

また、認定第3号の国民健康保険については、今の国保会計は収入の多い加入者が減っており、平成20年には1万1,900件ほどあったものが、平成元年には8,400件ほどに激減し、所得501万円以上の世帯は14%から5.6%に、逆に35万円以下の世帯は20%から34%に急増して

います。65歳以上の高齢者の割合も32%から45%と激増しており、加入者はどんどん減っておるといふ状況でございます。

こうした中で、加入者は減るわ、所得の多い人はなくなる、高齢者割合が増えて医療費は上がり続ける。このような状況の下で、どんどんと国保が値上がりし続けているのが現状であり、限界を迎えています。現にこの間、追加補正を行ってもさらに足らずに、今回繰上充用が問題になりましたけれども、年度末にもさらに足らないというような結果になっています。抜本的な制度改正とともに、公費の大幅な負担投入が必要です。

介護後期高齢者の特別会計である議案第4号、5号についても、高い保険料に加え、窓口負担も2倍、3倍に上がっていくと。市民、国民の負担は限界に来ており、制度そのものの抜本的な見直しが必要な時期になっています。

認定第6号の下水道事業については、今回、一般会計からの繰入れが約4億円ほど、多額の繰入れとなっており、今後も未来永劫的に必要になるという状況でございます。

また、先ほど佐藤仁志議員のほうから新規の事業がありましたけれども、新規事業だけでなく、これを直していく、今後の負担というのも大きく膨らんでいくという状況の中で、新規事業はすべからく合併浄化槽への切替えなど、さらなる大胆な見直しが必要となります。

以上、一括して反対討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第32号及び議案第33号、以上2件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号及び議案第33号、以上2件は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第34号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号から議案第41号まで、以上7件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第41号まで、以上7件は原案のとおり可決をされました。

次に、認定第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

江崎貴大議員から発議第4号から発議第6号が提出をされました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号から発議第6号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持  
及び拡充を求める意見書の提出について

日程第20 発議第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第21 発議第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第19、発議第4号から日程第21、発議第6号まで、以上3件を一括議題といたします。

本案は、議員提案でございますので、提出者である江崎貴大議員に提案理由の説明を求めます。

江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） それでは、発議第4号から発議第6号までの3件の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第4号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、令和7年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率の2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第5号国の私学助成の拡充に関する意見書は、父母負担の公私格差を是正するために、就学支援金を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第6号愛知県の私学助成の拡充に関する意見書は、教育の公平を実現し、私学選択の自由を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施するよう、愛知県に対し要望するものであります。

以上、この意見書3件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第4号から発議第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号から発議第6号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第4号から発議第6号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号から発議第6号は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出をしておきます。

次に、那須英二議員ほか1名より発議第7号が提出をされました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 発議第7号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書の提出について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第22、発議第7号を議題といたします。

本案は、議員提案でございますので、提出者である那須英二議員に提案理由の説明を求めます。

那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

この発議第7号現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書の提出について、発議させていただきます。

この9月議会に当たりまして、愛知県社会保障推進協議会のほうから、この現行保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書の提出を求める陳情書が出されました。

政府は2024年12月2日に現行の保険証の新規発行を停止し、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に1本化していく方針を示しています。

現行保険証の廃止は、マイナンバー法上任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、法律上も大きな問題がございます。さらにオンライン資格確認等のシステム上でのエラーやトラブルがいまだに多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとは言えず、マイナ保険証の利用率は2024年6月時点で9.90%と低迷しています。

また、マイナンバーカードの利活用に対応し切れない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない、というような状況が生まれています。

我が国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰もが、必要なときに日本国内で等しく医療を受けることができる「国民皆保険」制度を取っていますが、上記のような状況になれば同制度は、機能不全に陥りかねません。また、この地域の医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることが懸念されています。

こうした陳情が出されております。この愛知県社会保障推進協議会は、構成メンバーは主に医療機関、元医療従事者等の多い団体でございます。そうした中で、このような陳情が出されています。

しかも、先日、東京新聞が行ったマイナ保険証に関する合同アンケートでは、現状の保険証を残してほしいという意見が8割を占め、依然として廃止への不安や疑問が根強いのが実態です。1万2,000人ほどが回答を行ったこのアンケートでは、現在の保険証で困っていないのに、なぜ多額の予算をかけて変更しなければならないのか、マイナカードは任意だから、現場の混乱を考慮しない姿勢が民主的ではないと思うなどの疑問の声が出ております。また、カードを持っていても保険証として使わない人たちにも、複数回答で従来の健康保険証が使いやすい、情報漏えいが不安という結果が出ています。

医療機関や介護施設の現場からは、急病時に備えて入所の健康保険証を預かる高齢者施設も多いですが、マイナ保険証は他の情報がひもづけられているため、施設で預かれなくなることが懸念されている。そういう状況で対応できなくなるということでございます。

また、読み取りエラーなどが起きた場合、現行の保険証で対応しておりますが、保険証がなくなることでそうした対応ができなくなるというような声も上がっているといえます。そのような状況の下で保険証を廃止することは大きく混乱を来すこととなります。

よって、この陳情を一刻も早く取り扱い、この弥富市議会としても、国に対して保険証を残すよう意見書を提出するよう求めるものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第7号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立少数と認めます。

よって、本案は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 議員派遣の件

○議長（堀岡敏喜君） 日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本件は、会議規則第167条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにし  
たいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手元に配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

その後の情勢により内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただきたいと思いますが、  
これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただくことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第24、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がございま
した。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和6年第3回弥富市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時54分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 柴 田 英 里

同 議員 鈴 木 りつか